

児童虐待防止に向けた警察関与の あり方について

尾 田 清 貴

1. 児童虐待の現状
 - 1) 児童虐待事案に対する児童相談所の対応
 - 2) 児童虐待事案に対する警察の対応
2. 警察関与のあり方について
3. 提言—まとめに代えて—

近年、親から虐待を受けていた児童が、児童相談所の対応のまずさから、死亡にいたる事件が発生⁽¹⁾し、社会的関心が高まってきている。被虐待児童（以下、被虐待児、と言う。）を早期に発見し、必要な介入をし、保護することの必要性は、関係者全ての共通理解であるにも拘わらず、深刻な結果の発生を防ぎ切れていない。

そこで、本稿では、児童相談所への被害通告のほぼ半数、平成 29 年では全体の 49.4%、を占め、早期発見の主たる担い手⁽²⁾となっている警察の被虐待児への対応と役割について検討し、虐待事案の重大性によっては、警察権の介入に向けた提案を試みようとするものである。

児童虐待現場では、被虐待児と加害者の所属する空間である家庭における再統合に向けた取組に対応の主眼が置かれており、司法権、警察権による介入は極めて例外的なものであった。それは、「法は家庭に入らず」とか「警察は家庭に入らず」との格言にあるように、家庭内のことは家庭内で処理されることが原則であり、夫婦・親子・兄弟姉

妹間の愛情に基づく人間関係に法が介入することを避けるとの美風が背景にあったからと言える。

しかし、近年愛情に基づく家庭経営が必ずしも上手くいっていない閉鎖的な空間で DV 事案や児童虐待事案が発生していることから、家族関係に破綻が生じ、児童や母親（妻）に対する虐待が生じている家庭に対しては、法や警察は家庭に入らずの基本姿勢の転換が求められている様に思われる⁽³⁾。

1. 児童虐待の現状

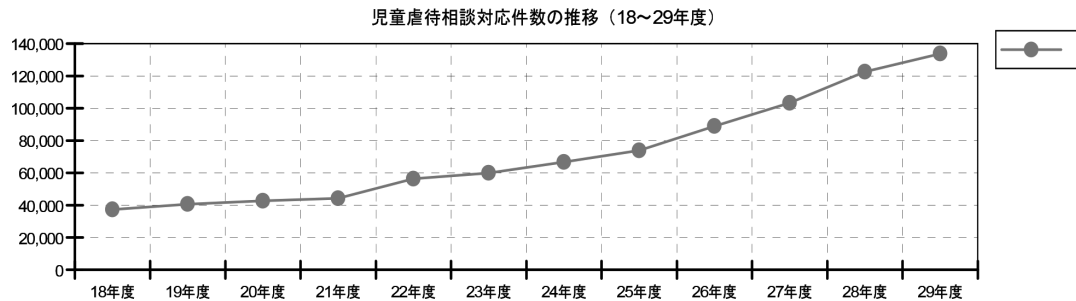
1) 児童虐待事案に対する児童相談所の対応

児童虐待の現状について、児童相談所が対応した相談件数の推移を見ると〈表 1〉、平成 29 年度には 18 年度の 3.6 倍の 133,178 件と約 10 万件の増加となっている。特に、27 年は 10 万人の万台を超え、その後は、増加傾向に歯止めが止まらない状況にある。ちなみに、平成 12 年度の児童虐待相談は、統計を取り始めた平成 2 年度の 1,101 件を 1 とすると約 16 倍に増加、前年度と比較しても 1.5 倍の 17,725 件に増加した。この理由としては、平成 12 年度に「児童虐待の防止等に関する法律」（以下、「児童虐待防止法」と言う。）が成立、施行され、広く国民に対して広報・啓発等に積極的に取り組んだことによって、相談・通告がし易くなったこと、相談・通告しても良いと言う意識が涵養されたこと等が考えられる。

次いで、児童相談所に寄せられた児童虐待相談の経路別件数の推移を見ると〈表 2〉、平成 26 年度に「警察等」からの相談件数が全体の 32.8% を占め、その後増加傾向を示し、29 年度には 49.4%、66,055 件とほぼ半数を占めるに至っている。これに対して、「家族」・「親戚」・「近隣・知人」からの相談件数が、26 年度には 30.9% あったものが、その後減少に転じ 29 年度には 21.5% となっている。また、地域社会において、児童福祉の担い手となっている「児童委員」からの相談件

表 1 児童虐待相談対応件数の推移（平成 18 ～ 29 年度）

年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
件数	37,323	40,639	42,664	44,211	56,384	59,919	66,701	73,902	88,931	103,286	122,575	133,778

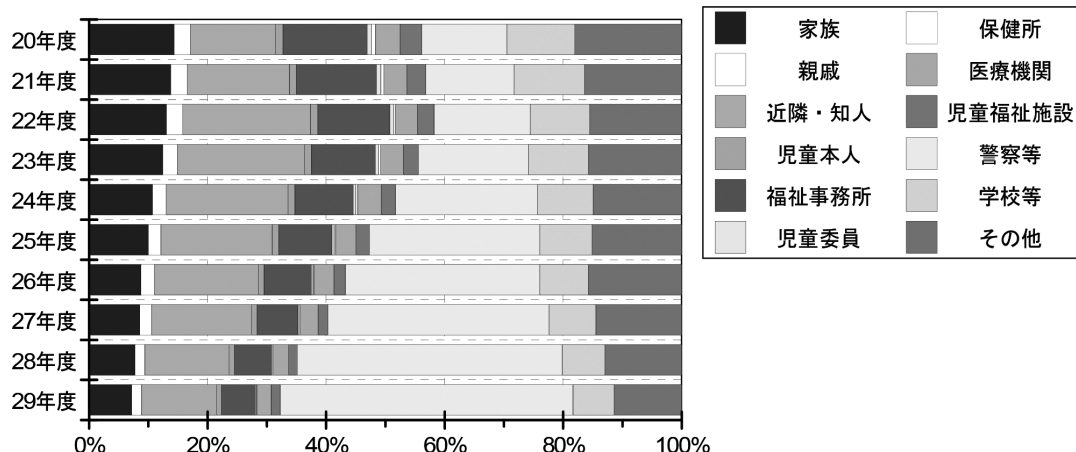


※平成 29 年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数＜速報値＞厚生労働省 1 頁を基に、平成 16 年の児童虐待防止法及び児童福祉法の一部改正を受けて、平成 18 年 4 月に完全な施行がなされ、通報がしやすくなったことがあるため、平成 18 年度以降についての動向を示すため、編集し直したものである。

表 2 虐待相談の経路別件数の推移（20 ～ 29 年度）

	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他
20 年度	6,134	1,147	6,132	558	6,053	319	282	1,772	1,552	6,133	4,886	7,696
21 年度	6,105	1,237	7,615	504	5,991	317	226	1,715	1,401	6,600	5,243	7,257
22 年度	7,368	1,540	12,175	696	6,859	343	155	2,116	1,584	9,135	5,667	8,746
23 年度	7,471	1,478	12,813	741	6,442	327	202	2,310	1,516	11,142	6,062	9,415
24 年度	7,147	1,517	13,739	773	6,559	293	221	2,653	1,598	16,003	6,244	9,954
25 年度	7,393	1,554	13,866	816	6,618	290	179	2,525	1,680	21,223	6,498	11,160
26 年度	7,806	1,996	15,636	849	7,073	281	155	2,965	1,714	29,172	7,256	14,028
27 年度	8,877	2,059	17,415	930	7,136	246	192	3,078	1,725	38,524	8,183	14,921
28 年度	9,538	1,997	17,428	1,108	7,673	235	203	3,109	1,772	54,812	8,850	15,850
29 年度	9,664	2,171	16,982	1,118	7,626	218	168	3,199	2,046	66,055	9,281	15,250

虐待相談の経路別件数の推移（20～29年度）



※平成 29 年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数＜速報値＞厚生労働省 4 頁を転記し、グラフについては、筆者が作成。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/000348313.pdf>（表 1・2）

数は、20年度から29年度まで1%に満たない状況にある。「学校等」で見ると20年度には11.5%あったものが、29年度に6.9%、「医療機関」で見ると20年度に4.2%あったものが29年度には2.4%とほぼ半減している。これを平成12年度で見ると、「警察等」が13.4%（2,382件）、「家族」・「親戚」・「近隣・知人」が37.7%（6,685件）、「児童委員」が2.6%（467件）「学校等」は13.4%（2,382件）、「医療機関」が4.5%（799件）となっており、児童相談所に寄せられる児童虐待の相談件数の増加に連れ、相談に占める経路別件数の変化が大きくなっており、「家族」・「親戚」・「近隣・知人」から「警察等」からの通告への変化が大きいように思われる。また、「医療機関」「学校等」からの相談割合の減少は、今後検討すべき事柄の一つとなると考えられる。ちなみに29年度の「その他」には他の児童相談所からの通告が6,328件あり、「その他」の中の41.5%を占め最も多くなっている。

ところで、児童虐待を早期に発見し対応するために、児童福祉法25条及び児童虐待防止法6条では、「要保護児童発見者の通告義務」を規定し⁽⁴⁾、児童虐待防止法5条では児童虐待の早期発見等を図るため、通告義務者を具体的に規定している⁽⁵⁾。

また、被虐待児の保護を優先するために、児童相談所等への通報・通告に際し、それが誤信に基づく誤報であったとしても、法的責任は問わないとの規定を置き、積極的な保護に繋がるように通報・通告が容易に行いうる環境の整備に努めている。特に、職務上守秘義務が課せられている者の多くが、児童虐待の早期発見に関わっていることから、通告・通報によって刑事責任が問われないよう免責規定を置いている⁽⁶⁾。

通告を怠った者に対する措置については、児童福祉法及び児童虐待防止法は、通告義務を規定はしたが、義務を怠った場合の罰則規定を設けなかったことから、義務を強制する規定にはなっていない。しかし、通告を行わなかった結果、適切な保護を受ける機会を失うことによって生ずる結果に対してどの様に考えるべきであるかが問題となる。その際、次の2つの場合が考えられる。

1. 虐待の事実を知っていたにも関わらず、通告を怠った結果、重篤な事態に至った場合には、結果発生を阻止できなかった責任は重大となる。この場合には、法的制裁を考慮しても良いと思われる。例えば、刑法 218 条の保護責任者遺棄罪⁽⁷⁾等の適用が考えられる。
 2. これに対し、知りうる立場にありながら、十分な注意（義務）を尽くさずに、重篤な事態に至った場合の結果責任は、軽減することも可能となる。この場合は、行政処分を含む懲戒処分を課すことを考慮すべきである。例えば、資格の一時的停止や剥奪等が考えられる。
- 児童虐待に関する通報・相談を受け、対応するために、平成 29 年（2017 年）4 月現在、全国の児童相談所には、児童福祉司 3,253 人、児童心理司 1,379 人、医師 630 人、及び保健師 138 人が配置されている（表 3）。

表 3 児童相談所の設置状況・職員配置状況

	児童相談所数	児童福祉司数	児童心理司数
平成 22 年※	205	2,477	1,108
平成 23 年	206	2,606	1,162
平成 24 年	207	2,670	1,193
平成 25 年	207	2,771	1,237
平成 26 年	207	2,829	1,261
平成 27 年	208	2,934	1,293
平成 28 年	209	3,030	1,329
平成 29 年	210	3,253	1,379

※各年度の全国児童福祉主管課長、児童相談課長会議資料として提出された児童相談所関係資料（4 頁）（厚生労働省）4 月 1 日の現在数であるが、平成 22 年の児童相談所数については、同年 5 月 10 日現在（厚生労働省）数を基に編集 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/index.html

都道府県、政令市、その他の市区町村における児童虐待に対応する体制は、次の様なものである。1999 年（平成 11 年）に市町村の合併の特例等に関する法律（以下「旧合併特例法」という。）の制定により、3,232 の市町村が 2005 年（平成 17 年）には 2,166、2010 年（平成 22 年）には

表 4 児童相談司を設置する自治体数の変化

	平成 11 年度	平成 27 年度	平成 29 年度
児童相談所設置自治体	59	69	69
全国の自治体数	3,232	1,741	1,741
児童相談所数	174	208	210
児童福祉司数	1,230 人	2,934 人	3,253 人

※平成 27 年度、29 年度全国児童福祉主管課長、児童相談課長会議資料として提出された年度の児童相談所関係資料（厚生労働省）の 4 頁を基に編集

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/index.html

1,750 まで合併が進み、2014 年（平成 26 年）以降は市町村数は 1,741 で推移している。2005 年（平成 17 年）以降は、市町村の合併の特例等に関する法律（以下「現行合併特例法」という。）に基づく国・都道府県の積極的な関与により、合併が推進されてきた。この様な中、児童相談所を設置する自治体数は、平成 11 年には 59（内訳は、都道府県 47、政令市 12）、2006 年（平成 18 年）に横須賀市と金沢市が単独で児童相談所を設置し、その間政令市が増加したこともあり、2015 年（平成 27 年）以降は政令市が 20 となったことから、平成 29 年末には、69 の地方自治体で児童相談所が設置されており、全国の児童相談所数は、210 箇所となっている（表 4）⁽⁸⁾。

また、厚生労働省では、児童相談所が夜間・休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制を整備するための予算補助を行っており、平成 30 年 3 月現在、全ての児童相談所で 24 時間・365 日対応できる体制が確保されている（69 自治体、210 か所）。

児童相談所が設置されていない市町村においては、市民（町民）福祉課・児童青少年課等自治体によって名称は異なっているが児童福祉部門が担当し、近年では“子供家庭支援センター⁽⁹⁾”の業務の一つとして児童虐待の相談・対応がなされている。しかし、業務時間は月曜日から土曜日の午前 9 時から午後 4 時（祝日、年末年始を除く）がほとんどで、夜間や日曜・祝祭日、年末年始は全国共通児童虐待通報ダイヤル

189 に掛けると最寄の児童相談所が 24 時間 365 日対応している。ただ、(緊急) 一時保護を含めた対応が適切に取れるか否かは、各都道府県・政令市が設置している児童相談所が一児童相談所当たりの管轄する自治体数・住民数(対応児童数)の規模や児童相談所までの時間・距離、専門職員数の規模等によって、対応力に差が生じている現状がある。

ところで、地方公共団体が設置する要保護児童対策地域協議会⁽¹⁰⁾は、虐待を受けている子供等の早期発見や適切な保護を図るため、児童相談所、学校・教育委員会、警察等の関係機関と要保護児童やその保護者等に関する情報共有や、支援内容の協議を行うこととしており、その結果を踏まえ、関係機関が適切な連携の下で対応している。同協議会は、2004 年(平成 16 年)の児童福祉法の改正により法定化され(施行は、翌 17 年)、2007 年(平成 19 年)の児童福祉法改正によって協議会設置の努力義務が規定され(翌 20 年施行)、平成 28 年 4 月現在、1,727(99.2%)の市町村で設置されている。

また、2007 年(平成 19 年)の改正児童福祉法において、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる子供等(以下「要支援児童等」という。)と思われる者に日頃から接する機会の多い学校、病院、診療所、児童福祉施設等の関係機関は、要支援児童等と思われる者を把握した場合、該当者の情報を現在地の市町村に提供するように努めなければならないこととされ、また、当該関係機関は、児童相談所等から児童虐待の防止等に関する資料等の提供を求められたときは、当該資料等を提供することができることとされた。

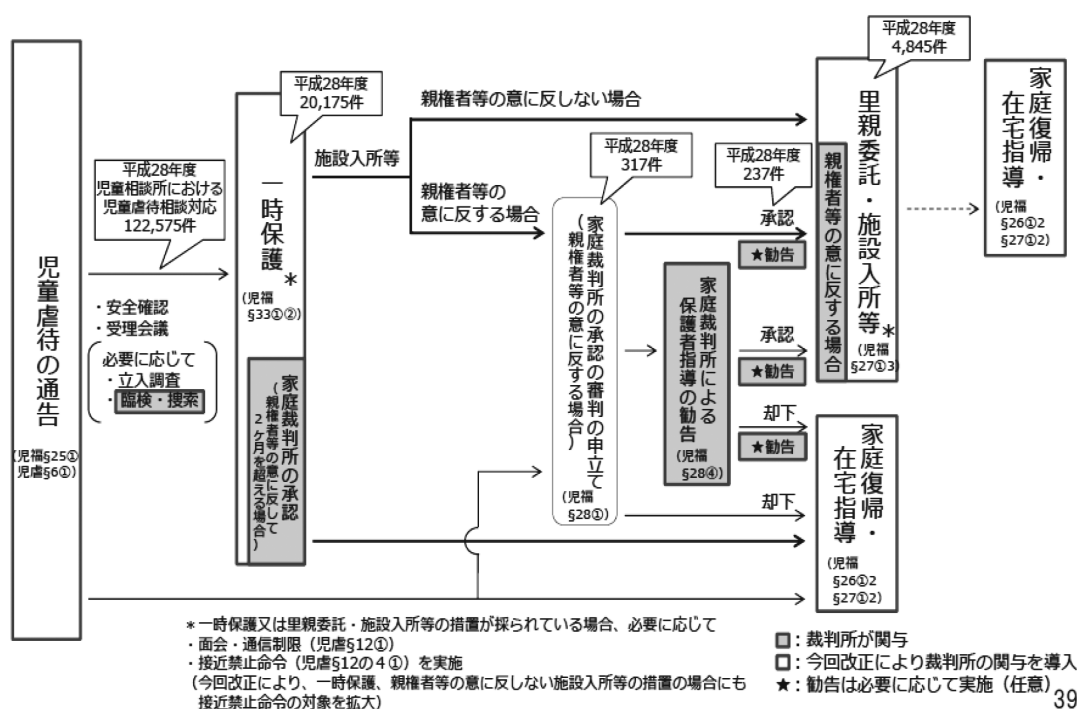
さらに、2016 年(平成 28 年)5 月 27 日成立・6 月 3 日公布(28 年 6 月 3 日から 29 年 4 月 1 日の間に順次)の児童福祉法及び児童虐待防止法の一部改正では、①児童を保護の客体から主体と位置付け、全ての児童が健全に育成されるよう、児童を中心に、その福祉の保障等の内容を明確化し、特に、しつけを名目とした児童虐待の禁止し(虐待防止法 14 条で規定)、②児童虐待の発生予防するために、「母子健康包括支援センター」の設置等を通じて、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援

等を行ない、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・遡減させ、③児童虐待発生時の迅速・的確な対応を図るため、市町村や児童相談所の体制や権限の強化を図り、④被虐待児童への自立支援のために、親子関係再構築支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が取られることとなった場合に、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、自立に結びつけること等が図られた。そして、この改正を受けて、厚生労働省では、「児童相談所運営指針」の改正等を行い⁽¹¹⁾、各児童相談所が虐待を受けている児童等の保護等を適切に行うことができるよう取り組んでいくこととしている。

この改正に相前後して、2016年（平成28年）4月、厚生労働省による「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」に基づき策定された「児童相談所強化プラン」が公表され、虐待等により心に傷を負った児童へのカウンセリング等の充実を図るため、心理に関する専門的な知識・技術に基づき指導を行う児童心理司について、児童相談所への配置を児童福祉法に新たに規定した上、2015年（平成27年）度末現在で1,290人から2019年（平成31年）度までの4年間で、全国で450人程度増員し、1,740人にすることを目指すこととされた。これにより、児童福祉司2人につき、1人以上の児童心理司が確保されることになるとしているが、児童心理司になるためには、地方公務員上級（Ⅰ種）採用試験に合格する必要がある、次の任用資格要件が定められている。①医師であって精神保健に関して学識経験を有する者、②大学において心理学を専修する学科等の課程を修めて卒業した者等、であり、難関の試験の1つでもある⁽¹²⁾。

さらに、2018年（平成30年）2月の野田の事件、3月に目黒の事件を受けて、同年7月20日に開催された児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が決定されている。その際配付された「参考資料集」39頁に掲載された児童虐待対応の児童虐待防止法改正後のイメージ図が、後掲図である。

児童虐待対応の基本的な流れ（改正後イメージ）



※「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に付けられた「参考資料集」39頁に掲載された児童虐待対応の児童虐待防止法改正後のイメージ図から転載

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000349800.pdf>

2）児童虐待事案に対する警察の対応

児童虐待に関する端緒の得方については、警察官自ら端緒を得る場合と被害児童本人、加害者以外の保護者・親族、近隣住民、医療関係者や教育関係者等からの通報による場合がある。前者は、警察官の職務執行における義務の1つとして警察官職務執行法3条⁽¹³⁾と少年警察活動規則36条・38条・39条⁽¹⁴⁾にその根拠を見出すことができる。特に重要なのは、少年警察活動規則39条で、児童虐待を受けている児童等に対する活動について規定している。ただ、この規定の後段では、児童虐待防止法10条⁽¹⁵⁾に基づく警察支援を求める場合に対応できるとしている点で、消極的に過ぎると思われる。

後者の背景には、児童虐待に関する通告・通報を受ける機関が児童相談所であることを知らない場合や知っていたとしても児童相談所の

表5 通告児童数の推移（19～30年）

	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
総数	3,516	6,066	6,277	9,038	11,536	16,387	21,603	28,923	37,020	54,227	65,431	80,252
身体的虐待	1,734	2,508	2,558	3,754	4,484	5,222	6,150	7,690	8,259	11,165	12,343	14,836
性的虐待	86	117	149	129	150	163	149	177	171	251	251	260
怠慢・拒否	880	1,196	1,137	1,701	2,012	2,736	2,960	3,898	4,431	6,628	6,398	7,722
心理的虐待	816	2,246	2,433	3,454	4,890	8,266	12,344	17,158	24,169	37,183	46,439	57,434

※平成30年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況（平成31年3月・警察庁生活安全局少年課）15頁から転載

電話番号を知らなかったり、執務時間外であり留守番電話になっていて、緊急時の対応がし辛く、110番通報すると言ったことが考えられる。

児童虐待に対応すべく全国共通ダイヤル（0570-064-000）が開設されたのは、平成21年（2009年）であり、27年（2015年）7月1日から3桁番号「189」⁽¹⁶⁾が導入され、24時間体制となり、自動的に最寄りの児童相談所につながるようになったが、29年（2017年）の時点では、無料通話になっていない。このことも、警察に通報されるケースが多いことに繋がっているものと思われる。

警察が独自に端緒を得た場合と被害児童本人、加害者以外の保護者・親族、近隣住民、医療関係者や教育関係者等からの通報により児童虐待を認知した場合、警察は児童相談所に通告する義務がある。警察から児童相談所に通告された児童数の平成19年から30年の虐待態様別の推移を見たのが（表5）であるが、児童虐待防止法が制定された平成12年（2000年）には、警察に通報された児童虐待件数は、1,342件（平成13年版警察白書）で、児童相談所に通告された件数は1,109件（平成12年度（児童相談所における児童虐待相談処理件数報告）平成13年11月14日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課）であった。しかし、その後は、通告件数が増加傾向にあり、平成30年（2018年）には72.4倍の80,252件にまで増加している。この間、平成16年（2004年）⁽¹⁷⁾・平成19年（2007年）⁽¹⁸⁾の児童虐待防止法及び児童福祉法の一部改正、また、平成23年（2011年）の民法及び児童福祉法の一部改正⁽¹⁹⁾により児童虐待を

警察や児童相談所に通報・通告しやすくなる等の環境整備が行われたことも、相談件数増加に繋がっているものと思われる。しかし、直接児童相談所に通報・通告したとしても、児童相談所が24時間365日対応できるだけの機能を有していなかったことも、警察等を経由する通報・通告の増加に繋がっていると考えられる。また、平成16年の児童虐待防止法の一部改正により、児童虐待の定義が明確になったこと、通告義務の範囲が拡大したことも通告・通報件数の増加に繋がっていると思われる。その一方で（表6）でも分かるように、児童虐待の各類型に該当する行為と刑法等の行為類型を区別することが困難な場合もあって、先ず警察にと考える関係者も少なからずいるものと思われる。

次の（表6）は、児童虐待防止法2条が規定する定義に該当する刑法等の犯罪類型を示したものである。児童虐待防止法2条が定義する4つの類型をより具体的に挙げると次の※1から4となる⁽²⁰⁾。

刑法が規定している犯罪類型は、加害者の加害意思が責任の要件として重要であることから、外形的には刑法所定の行為に該当するよう見えても、行為者にその意識がなかった場合、例えば、身体的虐待の行為であっても臍のために行ったのであって、暴行の意思はなかったと主張したり、こぶができたり内出血が見られたとしても、手加減を誤ったと主張し、虐待の事実すら認めようとはしないことが多い。性的虐待では、被害者の側に、変だな、嫌だななどの思いはあっても、当該行為がどういうことなのか理解できない幼児期から小学校低学年の子供が対象になっている場合には、被害の認識が十分に持ち得ていない状態であることから、加害意思を前提に考慮すべき事案に含めない方が被虐待児の保護に資すると思われる。ネグレクト（保護の怠慢・拒否）に関しては、一般的な家庭にあっては、親等の保護者は子供の発育・成長に必要な栄養・教育・医療等を発達段階に即して与えているのが普通であるが、これを欠くことによって、例えば、年齢相応の身長・体重に比し著しく痩せて・小さい身体的形状を示したり、不健康な状態に置かれていたり、長期にわたり通園・通学していない状

表6 児童虐待防止法2条が規定する定義に該当する刑法等の犯罪類型

	児童虐待防止法	刑法
身体的虐待	児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること※1	暴行（208）傷害（204）傷害致死（205）殺人（199）
性的虐待	児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること※2	強制猥褻（176）強制性交等（177）準強制猥褻・準強制性交等（178）監護者猥褻及び監護者性交等（179）児童福祉法（34）児童買春・児童ポルノ法違反 青少年保護育成条例違反 ⁽²¹⁾
ネグレクト（保護の怠慢・拒否）	児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること※3	遺棄（217）保護責任者遺棄（218）遺棄等致死傷（219）殺人 傷害（幫助）暴行（幫助）学校教育法（17）
心理的虐待	児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと※4	脅迫（222）強要（223）監禁（222）

※ 筆者作成

態である場合には、小児科医・保健師等の医療従事者や保育園・幼稚園の保母・小学校の教員がネグレクトの存在を疑った場合には、虐待を認定することも必要となる。心理的虐待に関しては、加害意思よりも被害者がどのように感じたかに重きを置く、すなわち被害者の意識を重視することが必要である。この様に考えた場合、児童虐待防止法

表7 保護児童数の推移（平成19～30年）

	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
保護児童数						1,611	1,855	2,034	2,624	3,621	3,638	4,571

※平成30年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況（平成1年3月・警察庁生活安全局少年課）15頁から転載 なお、19年から23年までの統計は取られていない。

が規定する虐待行為については、被害者意思（認識）と第三者がどのように認識したかによって、虐待行為かあったと認定する視点に立った法整備が必要であろう。自動車運転処罰法のように刑法から虐待類型を取り出し、児童虐待防止法の中に、虐待傷害、虐待致死、性的虐待等の処罰類型を盛り込むか、児童虐待処罰法（仮称）を設けることも検討する価値があると思われる。

ところで、警察が独自に、または通報・通告により児童虐待を受けていると判断し保護した⁽²²⁾児童数は、（表7）の通りである。平成24年以降の児童数しかないが、24年に1,611人であったものが、平成30年には、2.8倍の4,571人と非常に増加している。この傾向は、今後も継続することが予測されるが、警察施設には一時的にせよ被虐待児童を保護できる施設はなく、将来的には保護施設を少年サポートセンタに付置するか新設する少年サポートセンターには設置することが求められる。現実的対応としては、少年サポートセンターと児童相談所を同一施設内に併設し、一時保護施設を組み込んだ複合的施設とすることが肝要である。

警察によって平成19年から30年にかけて児童虐待で検挙された状況を見たのが（表8）であるが、検挙件数で見ると、全体では平成30年には19年の4倍の1,380件に、身体的虐待では4.2倍の1,095件に、性的虐待では3.3倍の226件に大きく増加している。しかし、怠慢・拒否では1.2倍の24件とほぼ横ばいである。一方、心理的虐待では、平成23年以降顕在化し、平成25年には16件と10件の大台を超え、30年には35件となっている。

検挙人員で見ると平成19年の3.8倍の1,419人となり、平成28年以

表 8 検挙状況等の推移（平成 19～30 年）

	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年
検挙件数	348	357	385	387	421	521	514	740	822	1,081	1,138	1,380
身体的虐待	259	255	282	302	305	387	376	564	679	866	904	1,095
性的虐待	69	82	91	67	96	112	103	150	117	162	169	226
怠慢・拒否	20	20	12	18	19	16	19	15	8	22	21	24
心理的虐待	0	0	0	0	1	6	16	11	18	31	44	35
検挙人員	373	371	407	421	446	539	530	763	849	1,113	1,176	1,419
被害児童数	385	382	411	404	442	539	526	757	853	1,108	1,168	1,394
死亡児童数	90	98	75	67	72	78	62	53	58	67	56	36

注 平成 30 年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況（平成 31 年 3 月・警察庁生活安全局少年課）15 頁を基に 19 年以降について編集

降は 1,000 人の大台で推移している。被害児童数で見ると 3.6 倍の 1,394 人と検挙人員の傾向と一致している。ところで、被虐待児が死に至った件数を見ると、平成 19 年に 90 人であったが、平成 30 年には 35 人と減少傾向にある。これを被害児童数に占める割合で見ると、平成 19 年に 23.4%であったものが、21 年以降減少し続け、26 年に 7.0%と 10%台を割り込んで以降はその傾向が大きくなり、30 年では 2.3%となっている。重大かつ重篤な状況に至る前に警察による検挙が行われているとも見えるが、検挙件数、検挙人員及び被害児童数が増加していることを考慮すると減少し続けるかは疑問の余地があり、なお一層の積極的な警察の対応のあり方について考える余地があるのではないと思われる。

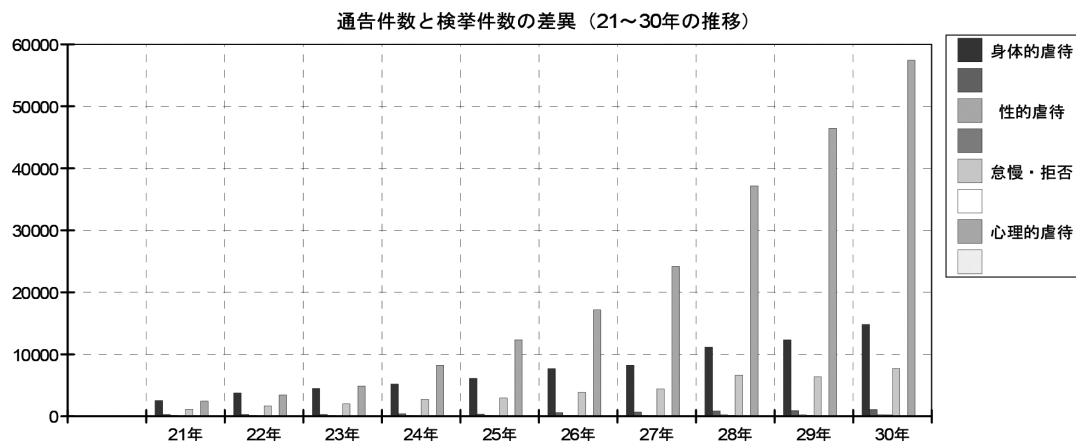
ちなみに平成 12 年には、検挙件数が 206 件（身体的虐待 124 件、性的虐待 44 件、怠慢・拒否 38 件、心理的虐待 0 件）、検挙人員 208 人、被害児童数 190 人であった（平成 13 年版警察白書）。

平成 30 年の被害児童の男女比の状況は、身体的虐待では、男児が 671 人（61.0%）女児が 429 人（39.0%）、性的虐待では、女児が 224 人（98.7%）、怠慢・拒否では、男児が 17 人（54.8%）女児が 14 人（45.2%）、心理的虐待では、男児が 26 人（72.2%）女児が 10 人（27.8%）であった。

通告件数と検挙件数の差違を見たのが次の（表 9）であるが、身体的虐待では、通告件数に占める検挙件数は、平成 2 年以降徐々に減少し

表9 児童虐待の通告件数と検挙件数の差異の推移（21～30年）

		21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
身体的虐待	通告	2,558	3,754	4,484	5,222	6,150	7,690	8,259	11,166	12,343	14,836
	検挙	282	302	305	387	376	564	679	866	904	1,095
性的虐待	通告	149	129	150	163	149	177	171	251	251	260
	検挙	91	67	96	112	103	150	117	162	169	226
怠慢・拒否	通告	1,137	1,701	2,012	2,736	2,960	3,898	4,431	6,628	6,398	7,722
	検挙	12	18	19	16	19	15	8	22	21	24
心理的虐待	通告	2,433	3,454	4,890	8,266	12,344	17,158	24,159	37,183	46,439	57,434
	検挙	0	0	1	6	16	11	18	31	44	35



注 平成30年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況（平成31年3月・警察庁生活安全局少年課）15頁を基に、21年以降について編集、グラフは作成

概ね7%前後の値となっており、平成30年では7.4%の1,095件であった。性的虐待では、平成21年に61.1%であったものが翌年には51.9%と最も低くなり、その後増加傾向に転じ26年に84.7%と高くなって以降28年まで減少して30年には86.9%と増加傾向にある。30年に86.9%となった背景には、平成29年（2017年）に施行された強姦罪の規定の改正の影響が大きいと考えられる。110年ぶりに改正された性犯罪関連規定には、親等による性的虐待を対象とした2つの犯罪類型が新規に規定されている⁽²³⁾。怠慢・拒否に関しては、21年に1.1%であったものが、それ以降減少し続け28年から30年には0.3%と極めて少ない。また、心理的虐待に関しては、通告件数が急激に増加しているのに対して検挙件数が非常に少なく、平成24年以降0.1%に満たない状

態で推移している。身体的虐待・性的虐待に関しては、客観的な証拠がまだ得られやすいが、怠慢・拒否、心理的虐待に関しては、客観的証拠を得ることが困難であること、被虐待児童が虐待を受けていると感じることと加害者に虐待の認識があるかについて、乖離幅が大きいこともその背景にあるものと考えられる。

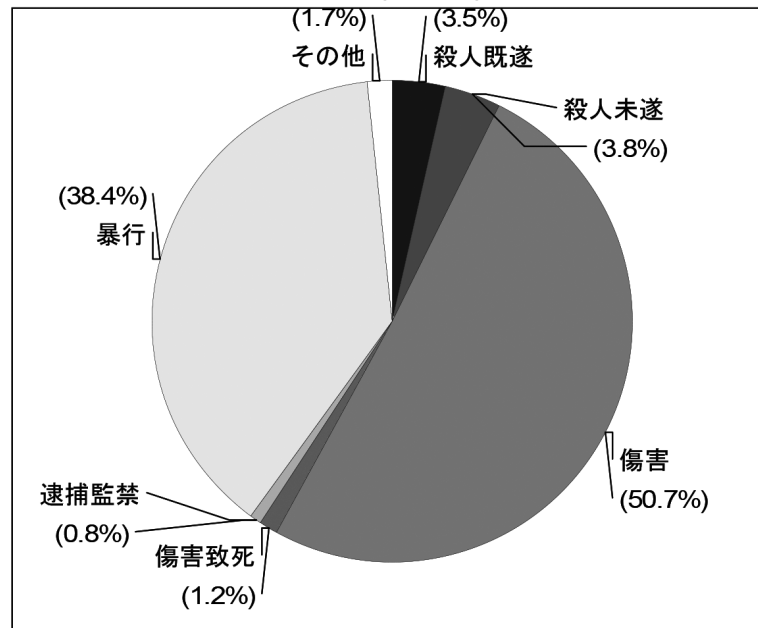
次の（表10）（表11）（表12）3つのグラフは、平成29年中に児童虐待で検挙された者につき、児童虐待類型別に示したものである。身体的虐待では、傷害が50.7%、次いで暴行が38.4%、殺人未遂が3.8%、殺人既遂が3.5%の順で多かった。性的虐待では、強制猥褻が33.7%、児童福祉法違反が27.2%、強制的性交等が25.4%、児童買春・児童ポルノ法違反が10.7%の順で多かった。怠慢・拒否では、保護責任者遺棄が76.2%、次いで、学校教育法違反と傷害幫助・暴行幫助がそれぞれ9.5%の順であった。保護義務がある親等がその監護する児童に必要なかつ十分な保護（食事・医療・衣服・衛生等）を与えずにいた場合に、生命に危険が及ぶことは、自らその様な措置が執れない幼児にあってはなおさらである⁽²⁴⁾。

身体的虐待に関しては、2018年3月に発生した目黒区の5歳児の事件や2019年1月に千葉県野田小4年の女児の事件等を始め、加害者の中には口で言っても分からない、言うことを聴かないから、叩いただけで、「躰け」の一環であり、暴行や傷害の意図はなかったと主張したり、近年多く報告されている駐車中の車内に子どもを置いたままパチンコや買い物に夢中になっていた結果、子どもが熱中症になり、最悪の場合は死に至る場合でも、そんな結果になるとは思わなかったと言う者もいることが、報道されている。

次の（表13）は、被害児童と加害者の関係を見たものであるが、身体的虐待では、実父の割合が532件（47.4%）と最も高く、次いで実母が301件（26.8%）、性的虐待では、養父・継父が99件（43.23%）と最も高く、次いで実父が70件（30.6%）、怠慢・拒否では、実母が20件（64.5%）と最も高く、心理的虐待では、実母が19件（51.4%）で最も高

表 10 平成 29 年の犯罪類型（身体的虐待）

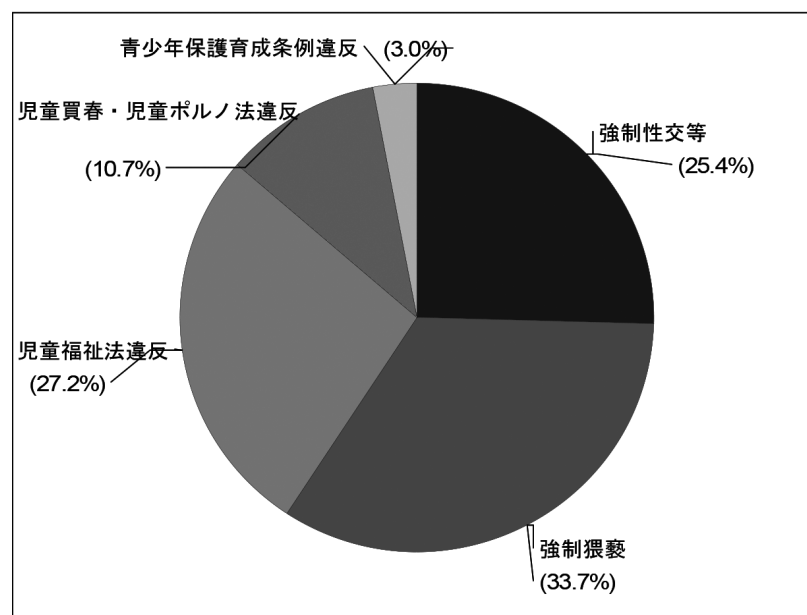
平成29年の身体的虐待の内訳



注 平成 29 年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況（平成 30 年 3 月・警察庁生活安全局少年課）16 頁を基に筆者が作成

表 11 平成 29 年の犯罪類型（性的虐待）

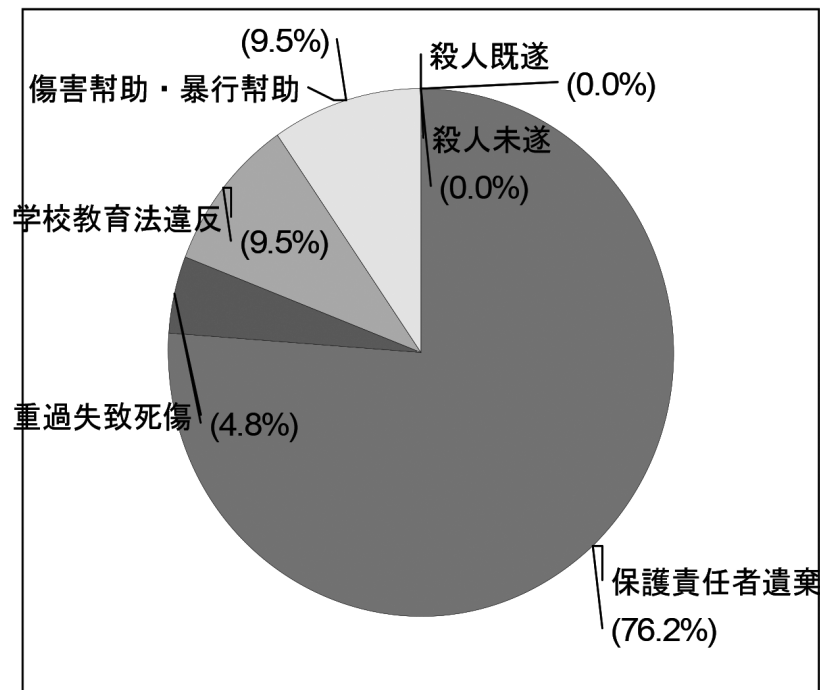
平成29年の犯罪類型（性的虐待）



注 平成 29 年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況（平成 30 年 3 月・警察庁生活安全局少年課）16 頁を基に筆者が作成

表 12 平成 29 年の犯罪類型（怠慢または拒否）

平成29年の怠慢・拒否



注 平成 29 年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況（平成 30 年 3 月・警察庁生活安全局少年課）16 頁を基に筆者が作成

表 13 被害児童と加害者との関係（平成 30 年）

	実父	養父・継父	内縁 (男)	その他 (男)	小計	実母	養母・継母	内縁 (女)	その他 (女)	小計	合計
身体的虐待	532	162	97	13	804	301	8	4	5	318	1,122
性的虐待	70	99	30	18	217	12	0	0	0	12	229
怠慢又は拒否	8	1	0	1	10	20	1	0	0	21	31
心理的虐待	12	4	0	1	17	19	0	0	1	20	37
合 計	622	266	127	33	1,048	352	9	4	6	371	1,419

注 平成 30 年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況（平成 31 年 3 月・警察庁生活安全局少年課）17 頁から転載

く、次いで実父が 12 件（32.4%）の順であった。

心理的虐待に関しては、加害者の意識よりも被害児童がどの様に感じたか、あるいは感じているのかという被害者側の心理状態が検挙に際しては重視されるため、他の 3 類型に比し認定が困難である。ただ、児童虐待に関しては、加害者の意思（故意）を前提に考えるのではなく、被害児童の意思を中心に考える被害者意思に則した認定基準を考える

べきである。その際参考になるのは、ストーカー規制法の二段階の故意認定手続である⁽²⁵⁾。

島岡教授が前掲書(23)の89頁の中段で「……。深刻な児童虐待に効果的な対処ができず、児童を死亡させてしまったから殺人罪や傷害致死罪でようやく逮捕するような日本の状況と異なりそれ以前の段階からきめ細かく犯罪化することにより、深刻な被害を未然に防止するフランスの姿勢は、大いに参考となろう。……」としている点に関しては、被虐待児童の安全が阻害される危険性の認識について、加害者の意思よりも被害児童がどう感じたのかに重きを置く、被害者意思に犯罪成立要件化を試みるべきと考える点で同様の視座と考えられる。その限りでは、刑法が原則として加害者の意思に依拠する故意概念を認めていることから、児童虐待に関する犯罪類型を刑法から切り離し、かつ、児童虐待防止法が虐待行為として類型化しているもののうち、被虐待児童の生命の維持に危険を及ぼす行為については、犯罪類型として、児童相談所ではなく、警察が第一義的に対応することが可能となる法改正も検討する必要があるだろう。

2. 警察関与のあり方について

警察では、児童虐待防止法の平成12年(2000年)11月20日からの施行を受けて、平成11年(1999年)から「児童虐待の罪種別、態様別検挙状況」についての統計を公表している。これは、男女共同参画審議会による女性に対する暴力根絶に向けた基本的方策「女性に対する暴力のない社会を目指して」が策定された⁽²⁶⁾ことによって、警察にも女性および児童の保護に関する活動が求められるようになったからである。そこで、平成11年(1999年)12月16日に「児童虐待に対する取組みの強化」(警察庁丙少発第26号等)⁽²⁷⁾、「女性・子どもを守る施策実施要綱」(警察庁乙生発第16号等)⁽²⁸⁾が発され、特に児童虐待に対しては、各都道府県警察において取組みの強化及び関係機関との連携強

化、被害少年の保護の強化等を行うことが定められた。

これにより、女性・児童を犯罪等の被害から守るための施策とその実施の通知が警察庁から出され、警察が児童虐待の問題に本格的に対応することになった。児童虐待については、早期発見、関係機関との連携を図り、被害児童の保護に努めるとともに、刑事事件として取り扱うべき事案は適切に検挙等の措置を講ずるものとされた。これにより、「警察は家庭に入らず」「法は家庭に入らず」の原則に関しては、「愛情に基礎を置く温かい家族関係が崩壊している家庭には適用せず」⁽²⁹⁾児童の保護を優先して適用する方向にシフトしたと考えることができる。

少年警察活動要綱2条で「要保護少年」とは、「非行少年には該当しないが、虐待され、酷使されまたは放任されている少年で、児童福祉法による福祉のための措置などが必要と認められる少年」、また、「その他の問題少年」とは「虐待されている少年、・・・〈中略〉・・・、または保護者に監護させることが不適当な者」として、所与の措置をとることができるとしていた。

平成12年の児童虐待防止法の施行を受け、警察では翌13年には、①児童虐待の早期発見のために、少年・地域・刑事等の関係部署で、児童を被害者とする事件の捜査、街頭補導、少年相談、110番通報の取扱い等の様々な警察活動の機会に、早期発見に努め、発見した場合には、速やかに児童相談所に通告するほか、児童虐待事案が犯罪に該当する場合には、児童を保護することを優先的に考え、適切な事件化に努めており、②少年サポートセンターを中心に、児童虐待の被害を受けた児童に対する支援体制の充実を図っており、少年相談専門職員、少年補導職員による被害児童のカウンセリング、保護者に対する助言指導や訪問活動による家庭環境の改善等の支援等を実施して来ている⁽³⁰⁾。

その後、少年警察活動要項は平成14年に少年警察活動規則に改正され、2条8号で「要保護少年」とは「児童虐待を受けた児童、保護者のない少年その他の児童福祉法による福祉のための措置又はこれに類する保護のための措置が必要と認められる少年（非行少年に該当する場合を

除く。）をいう。」と規定し、39条で「児童虐待を受け、又は受けているおそれのある児童については、児童相談所その他の関係機関との緊密な連携の下、当該児童に対するカウンセリング、保護者に対する助言又は指導その他の当該児童に対する支援を的確に実施するほか、児童虐待防止法10条に基づく援助の求めがあった場合においては、その求めをした者との適切な役割分担の下、必要な措置をとるものとする。」と規定し、若干後退したようにも読める規定のしかたとなっている。平成15年版以降の警察白書においても、「児童虐待事案の早期発見と事件化」というスタンスは維持されている⁽³¹⁾。ところが平成29年版になると、「児童を迅速かつ適切に保護するためには、関係機関がそれぞれの専門性を発揮しつつ、連携して対処することが重要」と後退しているように思われる。警察では、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した際の児童相談所への確実な通告の実施、通告に際しての事前照会の徹底等、児童相談所等との情報共有を図るとともに、必要に応じて地域の要保護児童対策地域協議会⁽³²⁾に参加する等、関係機関との緊密な連携を保ちながら、児童の生命・身体の保護のための措置を積極的に講じている。」とし、「適切な事件化」の文言がなくなっている。また、各地に設けられている少年サポートセンターの有効活用についても記述がなくなっている。

ところで、2016年（平成28年）の児童福祉法及び児童虐待防止法の改正中、「児童虐待への対応における警察との情報共有等の徹底」に関しては、①警察は、110番通報等により児童虐待が疑われる情報を把握した場合、児童相談所、市区町村等関係機関に対して、児童に係る過去の対応状況等を照会し、その結果を踏まえて児童相談所への通告の要否を判断していることから、警察からの照会に適切に対応するために、被虐待児童・保護者の住所、氏名、110番通報の内容、安全確認時の状況等、警察が保有する情報提供を依頼するとともに、児童相談所等有する当該紹介事案に関する対応記録がある場合には、相互に情報を共有して、児童相談所においても事案の緊急性を判断し、必要に

応じて警察と連携して迅速な安全確認を実施することとし、②児童相談所等からも、虐待通告・相談等により把握した虐待事案のうち、刑事事件として立件の可能性があると考えられる重篤な事案、保護者が子どもの安全確認に強く抵抗を示すことが予想される事案等については、子どもの安全を確保するため、迅速かつ確実に警察と情報共有し、必要に応じ援助要請を行うなど連携して対応することが要請されている。

これに関して、児童相談所と警察の情報共有の現状について、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課が実施した『児童虐待事案に関する警察との連携状況に関する調査』の概要⁽³³⁾によると平成30年6月28日現在で、情報共有に関する協定などを結んでいる自治体は、調査対象69自治体の内56自治体(81.2%)であったが、全件提供している自治体は、4自治体(茨城県、愛知県、高知県、大分県)に過ぎず、他の65自治体は一部に過ぎなかった。また、児童相談所と警察が実施した合同研修については、62自治体で実施回数は合計94回(平成29年度中)となっている。情報共有に関しては、被虐待児童の保護が何よりも優先されることから、少なくとも全ての児童相談所と都道府県警察本部生活安全部少年課が、児童虐待事案に関する基本情報の同一フォーマットによるonline化を図ることによって、情報共有が可能となる。同様に、地方自治体からも同一フォーマットを使用したonlineによる通告を求めることで、関係機関との情報共有が円滑に行われることが期待できる。

連携に関しては、都道府県警察本部と都道府県庁所在地にある児童相談所(中央児童相談所)との間で、生活安全部の警察官等と主任児童福祉司の相互出向等の人事交流を積極的に進めるとともに、連絡協議会を定期的を開催し、併せて実務に即した研修を持ち回りで実施することが望まれる。

ところで、平成29年(2017年)中に、児童相談所に児童虐待で通告があった数は、133,778件、警察から触法少年として送致された数は、9,041件、それ以外の相談件数が、466,880件有り、合計すると609,699

件について、児童相談所では3,253人の児童福祉司が対応しており、児童福祉司1人当たり187件を担当することになる。児童虐待で通告された133,778人で見ると、1人当たり41件であるが、負担が重すぎ、少なくとも調査し、必要があれば介入し、その後のケアも実施していくとなると、2022年までに児童福祉司を5,260人に増員したとしても、平成29年時点の数値で計算しても、合計件数で見ると116件であり、虐待では24件となる。実際には、相談件数・通告件数とも増える傾向にあると考えれば、児童福祉司の増員はさらに必要となる。

しかし、警察に虐待に関する通報・通告があった段階で、事件化する事案と児童相談所に通告すべき事案かを各警察本部に導入・設置する児童虐待専門部（後述）において選別することで、児童相談所に配置されている児童福祉司の負担を軽減するとともに、早期の効率的な警察対応が可能になると思われる。

既に、1. 2) で警察からの通告件数と検挙件数の差異について前掲（表9）の検討箇所でも触れたが、児童虐待の4つの類型と対応する刑法等の犯罪類型とを前掲の（表6）で見ても分かるように、加害者故意を立証するためには、被虐待児からの告訴・告発があり、虐待の具体的事実を立証するための医師の診断書・治療記録（レントゲン画像・患部の写真映像等）・加害者以外の家族等の目撃証言等があることが望ましいことが分かる。しかし、被虐待児は被害から逃れるために、例えば警察に通報し、保護されたとしても、検察官送致に際し、あるいは起訴するに際し、加害者の親等はこの後どうなるのか、自分は何をしなければいけないのか等、警察官等に尋ねることがあり、その際、裁判所で証言を求められ、最悪の場合加害者である親に有罪判決が言い渡されると分かった時に、『自分さえ我慢すれば良い』『親を犯罪者にしたくない』『刑務所に入っても、帰ってくれば、今以上に虐待されるかも知れない』等の思いから、告訴・告発を取り下げることがあるのではと推察される⁽³⁴⁾。

そこで、医療機関からの通告に際しては、児童虐待を疑うに至った

レントゲン写真・保護者の説明、医師の診断書の提出を義務付け、教育関係者からの通告に際しても、虐待を疑った経緯と当該子どもたちから聞き取った話の内容と保護者から聞き取った話の内容を書面で添付することを求めるか、初動対応の際に、専門部の担当者からの照会に対応することを通告義務の内容に付加することが求められる。これにより、児童虐待事案の振り分けがより容易になると思われる。

他方、被虐待児童の精神的負担や不安を軽減し、更なる虐待から守るためには、前者の取組として、初動対応する際に子供達のための心理カウンセラーとリーガルカウンセラーとしての弁護士を公費で付け、後者については、児童相談所と連携し児童福祉法 33 条の一時保護と 33 条の 7 による家庭裁判所への親権停止・喪失の請求等、または児童相談所長自らがその措置を行うことにより担保することが可能となる。少年へのリーガルサポーと心理カウンセラーによる支援は、この場合も継続して提供することが望ましい。

また、児童相談所に通告した事案に関しては、児童相談所の対応結果を警察に報告させ、警察官の巡回パトロールに際し、虐待事案の通告があった家族への相談・援助が受けやすい環境整備を行う必要がある⁽³⁵⁾。場合によっては、少年サポートセンター（警視庁にあっては、少年補導センター）のスタッフによるサポートが考えられる。

3. 提言—まとめに代えて—

被虐待児を早期に発見し、最適な対応をするためには、児童虐待に関する所管が児童相談所であるとか、警察は発見通告機関であって警察が関与することは謙抑的になされるべきだとかではなく、保護すべきは誰なのか、どうすることが被虐待児に対する虐待の連鎖を断ち切ることができるのかを第一義的に考える時期に、最近の対応を見ると、至っていると、思われる。

そこで、今まで見てきた点を踏まえ、若干の提案を試みたい。

1) 警察において児童虐待対策専門部（署轄にあっては、児童虐待対策係を設置し、児童相談所に通告すべき虐待事案か、刑事司法手続により対応すべき事案かについて、初期対応の段階で選別させる。その為には、所轄⁽³⁶⁾単位ではなく、都道府県警察本部に児童虐待事案を専門に扱う部署を設置し、児童虐事案に関する端緒が得られた場合、所轄で対応するのではなく、本部から専門職員からなるチームが赴き、事案の内容等について吟味し、以後の対応について、振り分ける。その為には、専門職員の構成は、警察官にあっては、特別な研修・訓練を受けた警察官⁽³⁷⁾小児科医・精神科医等の医師、臨床心理士（児童心理司）、そして、主任児童福祉司等から構成することが望ましい。その理由は、各署で担当する警察官の事案対応に技量差が生じることを避けることと限られた時間内で、児童相談所に通告する事案か否かを判断する必要があるからである⁽³⁸⁾。

現在、京都地検では「児童虐待対策プロジェクトチーム」や香川地検では「処分前カンファレンス」を検察庁が中心となって立ち上げ、先行的な取組が行われている⁽³⁹⁾。

児童相談所と警察の連携強化の現場では、児童相談所に常勤している警察官が46人、非常勤が3人、常勤している警察官OBは0人、非常勤は136人であり⁽⁴⁰⁾、この数を増やし、児童相談所と警察の連携を強化することが、現在厚生労働省等では検討されているが、効果的な初期対応を行うためには、児童相談所ではなく、むしろ警察署にその機能を担わせることが望ましい。全国の自治体数が1,741であり、児童相談所数は212に対し、警察署数は1,159であること、各警察署の生活安全課に児童虐待対策係を新設し、各都道府県本部に児童虐待対策専門部を設置し、協働させることの方が、むしろ望ましい。

2) 警察が児童虐待の端緒を得た場合には、保護者の同意の有無に拘わらず、先ず当該児童を保護することが肝要となる。この場合、虐待が疑われる児童の一時保護施設が必要となるが、警察には対応すべき保護施設がなく、少年サポートセンター⁽⁴¹⁾や少年補導センター等関連

施設においても、宿泊可能な施設がないことが問題となる。

それでは、児童相談所に併設されている一時保護所に保護できるかについて検討すると、全国児童相談所一覧（平成 30 年 10 月 1 日現在）によると、212 の児童相談所中 137 箇所が併設しているに過ぎず⁽⁴²⁾、平均収容人員は 20.3 人過ぎない。その他の一時保護場所については、児童養護施設が 14 施設、子どもセンターが 15 施設に過ぎない。一時保護が適切に行われるためには、受け入れ施設を増やし、民間のシェルター等の活用も考慮することが求められる。ところで、平成 24 年（2012 年）4 月 12 日には、児童相談所を移転する場合には、少年サポートセンター等と同一施設への移転を検討し、連携強化に努めることが、都道府県や児童相談所設置自治体に求める通知が発出されている⁽⁴³⁾。

3) 緊急一時保護を積極的運用することは、被虐待児童の保護と虐待をしている（恐れのある）親などに対して、自らの行為によって生じている問題状況について冷静に考えさせる契機ともなる。一時保護の運用に関しては、平成 29 年（2017 年）の児童福祉法及び児童虐待防止法の改正により、家庭裁判所による一時保護審査手続が導入された⁽⁴⁴⁾が、むしろ親権による妨害を最小限にするためには、必要的保護を原則とすることが望ましい。

親等の親権を一次的に排除することから、緊急一時保護期間を 1 週間程度に設定し、親権を一次的に停止された親権者には家庭裁判所に不服申立ができる制度を設ける等の救済措置を取るとともに、その期間内に虐待に関する証拠を関係機関・関係者から収集し、立件と親権剥奪・停止、被虐待児への接近禁止命令や被虐待児が居住する住居からの退去命令等の運用に向けた司法手続も視野に対応することが求められる。

なお、緊急一時保護に関しては、警察に通報があった場合には、前述の専門部署が初動に入った際に、虐待の事実が確認された場合には直ちに緊急一時保護を、疑いがある場合には家庭裁判所に通報の上、一時保護の手続を取り、虐待する親などから分離することが求められ

る。その際には、一時保護施設やその他の被虐待児童が保護されている施設への接近禁止命令や被虐待児が居住する家屋からの退去命令が併せてなされる必要がある。平成 29 年改正法では、接近禁止命令等の措置の範囲が拡大はしている。この命令に対する不服申立ても家庭裁判所で対応することが望ましい。

4) 家庭裁判所に新たに少年保護部を設置し、児童虐待から子どもを保護し、子どものために親権を適切に行使し得ない親等に対して、適切な親業訓練を施したり、必要に応じて親権を剥奪・停止する保護機能を担わせる。少年保護部に関しては、例えばカリフォルニア州サンフランシスコ市では、1992 年の秋から、Family Court に Dependency Court を設置し、“Best Interest for Minor”の観点で、少年にとって最善の措置は虐待する親から離すと共に、虐待する親に対して裁判所命令により虐待しない親に変容させるプログラムを課し、その間、接近禁止・退去命令も活用し、里親制度も運用しながら、再統合も視野に入れつつ、児童福祉、社会福祉、医療、教育、警察等の関係機関の協力を求めセーフティーネットを構築しながら積極的に関与しており、司法の積極的関与が前面に出ている対応と言え、我が国における家庭裁判所の今後の立ち位置として参考になる⁽⁴⁵⁾。

5) 通告義務を怠った場合の通告義務者に対する罰則規定を追加する。

児童虐待防止法 6 条の 2 として、同 5 条に義務者として規定されているものが、虐待の事実を知っていたにも関わらず、通告を怠った結果、重篤な事態に至った場合には、例えば、刑法 218 条の保護責任者遺棄罪の適用が考えられる。また、虐待の事実を知りうる立場にありながら、十分注意（義務）を尽くさずに、重篤な事態に至った場合には、行政処分を含む懲戒処分に付すことを考慮する。この場合には、それぞれの業務に関する根拠規定の懲戒処分に関する規定を準用することが望ましい。

免責規定だけでは、積極的な通告・通報を促しきれないことが前出の（表 2）でも明らかなように、医療機関・教育機関・児童委員・福祉

事務所等からの通報が少ないことから伺える。

6) 児童虐待防止法 14 条は、1 項で「民法 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。」と規定し、さらに 2 項で「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。」と規定している。この解釈は、行為者の認識ではなく、当該行為を第三者がどの様に認識した（しえた）評価すべきである、と考える。

また、児童虐待防止法 2 条が規定する行為が行われた場合、刑法所定の行為類型に該当しない場合でも、児童虐待罪として処罰できる規定を設けることが望ましい⁽⁴⁶⁾。この場合には、家庭裁判所の少年保護部に管轄権を与え、刑罰及び、刑罰ではないが裁判所命令により、虐待に至った背景をや原因を分析し、良い親として被虐待児童を含めて家族が再統合できるように必要十分な改善プログラムを受け、再統合に向けたプロセスも家庭裁判所の少年保護部が監督することが望ましい。そして虐待事案に対応すべく研修・訓練を受けた家庭裁判所調査官を配置することも必要となる。

また、これに関し、「懲戒権の行使としての体罰は禁止する。」旨の民法 820 条の改正も含めた、児童虐待防止法の改正が必要である。

7) 被虐待児童の精神的負担や不安を軽減し、更なる虐待から守るためには、初動対応から再統合プロセスの全般で、子供達の保護のために心理カウンセラーとリーガルカウンセラーとしての弁護士を公費で付けることが重要である。もちろん、刑事手続に移行した場合の被虐待児童の保護と、虐待した親等が帰住先として家族の元に返ってくる場合には、なおのこと少年への弁護士によるリーガルサポートと心理カウンセラーによる支援は欠かせないものとする。

8) また、児童相談所に通告した事案に関しては、児童相談所の対応結果を警察に報告させ、警察官の巡回パトロールに際し、虐待事案の

通告があった家族への相談・援助が受けやすい環境整備を行う必要がある。刑事施設からの仮釈放・満期釈放時においても、刑事施設や保護観察所からの情報提供を受け、被虐待児童保護のため、巡回パトロールの際に必要な支援等ができる体制の構築が求められる。必要に応じて、少年サポートセンター（警視庁にあっては、少年補導センター）のスタッフによるサポートも考える必要がある。

- (1) ①千葉県野田市の小学4年、栗原心愛（みあ）さん（10）が死亡した事件は、学校・教育委員会、児相の不適切な対応が結果を招来したものであった。朝日新聞 2018 年 2 月 2 日、8 日朝刊、② 3 月 2 日、東京都目黒区の船戸結愛ちゃんが自宅から救急搬送され、病院で死亡した。自宅アパートからは「もうおねがい ゆるして ゆるしてください」などつつづられたノートが見つかった。結愛ちゃんに十分な食事を与えず放置したなどとして、父親の雄大容疑者（33）と母親の優里容疑者（26）が 6 月、保護責任者遺棄致死罪で起訴された。朝日新聞 2018 年 9 月 3 日朝刊等
- (2) 児相や自治体、地域、警察などが連携した積極的な取り組みが求められている。昨年の通告は前年の 1.5 倍近い 54,227 人。暴言を浴びせるなど子どもの心を傷つける心理的虐待が全体の 7 割弱を占めた。うち子どもの前で配偶者らに暴力を振るう「面前DV」の増加が特に目立つ。子どもの身に危険があるとして警察が保護したのは 3,521 人で過去最多。事件として摘発したのは 1,081 件で、被害者は 1,108 人だった。朝日新聞 2017 年 3 月 10 日朝刊
- (3) 深町晋也は、「家族と刑法——家庭は犯罪の温床か？」の連載の第一回目の『DVの被害者が加害者に反撃するとき その1』（書斎の窓 2017 年 5 月号）において、「法は家庭に入らず」という法諺が示すように、刑法において家族や親族とは、処罰を限定する方向での意義を有するものであったが、こうした状況は大きく変わってきている。—〈中略〉— このように、刑法において家族や家庭が持つ意味は、ある種の分裂状態にある。それは、現実の社会において家族や家庭が持つ機能の分裂、すなわち、一方では、その構成員を「社会の荒波」から守る自律的な存在として、他方では、その構成員に対する侵害リスクを高める存在として機能することを如実に反映したものと言える。として、介入の必要性に言及している。また、吉田恒雄は、児童虐待の予防・発見段階では、法の機能は親による養育を可能にする条件整備にあり、強制的介入の段階では、子どもの公的保護と親の監護教育権の紛争となったときには、その判断は司法に委ねられねばならず、この段階での法の役割は、対立する利益の調整のための判断

基準ということになる。しかし、法以外の社会規範や援助手段が存在するときにはそれらによるべきであって、それが不可能なときにはじめて、適正な手続に基づく法的介入が強制的になされるべきであるとの若干謙抑的な立場を取っている。「児童虐待に関する法的対応のあり方」早稲田法学 69 巻 4 号（1994 年） 67 ～ 93 頁

- （4）「要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満 14 歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。」と規定している。
- （5）「学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。」規定し、さらに、児童虐待防止法 6 条において「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。」と通告義務を規定している。
- （6）児童福祉法 25 条 2 項で「刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定※は、前項の規定による通告をすることを妨げるものと解釈してはならない。」と規定。そして、児童虐待防止法 26 条 2 項も「前項の規定による通告は、児童福祉法 25 条 1 項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。」と規定し、さらに、3 項で、「刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、1 項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と、児童福祉法と同様の規定を置いている。

該当する法律として、刑法 134 条（秘密漏示罪）「医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、6 月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。」、及び、保健師助産師看護師法第 42 条の 2「保健師、看護師又は准看護師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保健師、看護師又は准看護師でなくなつた後においても、同様とする。」、第 44 条の 3「第 42 条の 2 の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、6 月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。」がある。

- （7）「不保護」に関して、不保護とは、老年者、幼年者、身体障害者また

は病者につき、その生存のために特定の保護行為を必要とする状況（要保護状況）が存在することを前提としつつ、その者の「生存に必要な保護」として本法上期待される特定の行為をしなかったことを意味する。とした最高裁判決（最判平 30・3・19 裁判所時報 1696－3）がある。

- (8) 児童相談所設置義務がある都道府県（47）、政令市（20）、そして希望する市として横須賀市及び金沢市が、2017 年（平成 29 年）4 月に改正児童福祉法が施行されるまで児童相談所を設置しているに過ぎなかった。この間、特別区には政令による指定を受けた児童相談所の設置が認められていなかった。しかし、改正法に基づき特別区及び地方中核市（47）に児童相談所の設置が可能となるような措置を 2021 年（平成 33 年）を目処として、政府による支援を実施することになっている。ところで、児童相談所の設置に向けた平成 31 年 2 月時点での検討状況は、以下の通りである。

1 中核市（対象：52 市）

「設置する方向」	明石市、奈良市
「設置の方向で検討中」	旭川市、柏市、船橋市、豊橋市、鹿児島市
「設置の有無を含めて検討中」	盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、八王子市、長野市、岐阜市、豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市、姫路市、和歌山市、松江市、福山市、呉市、松山市、久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市

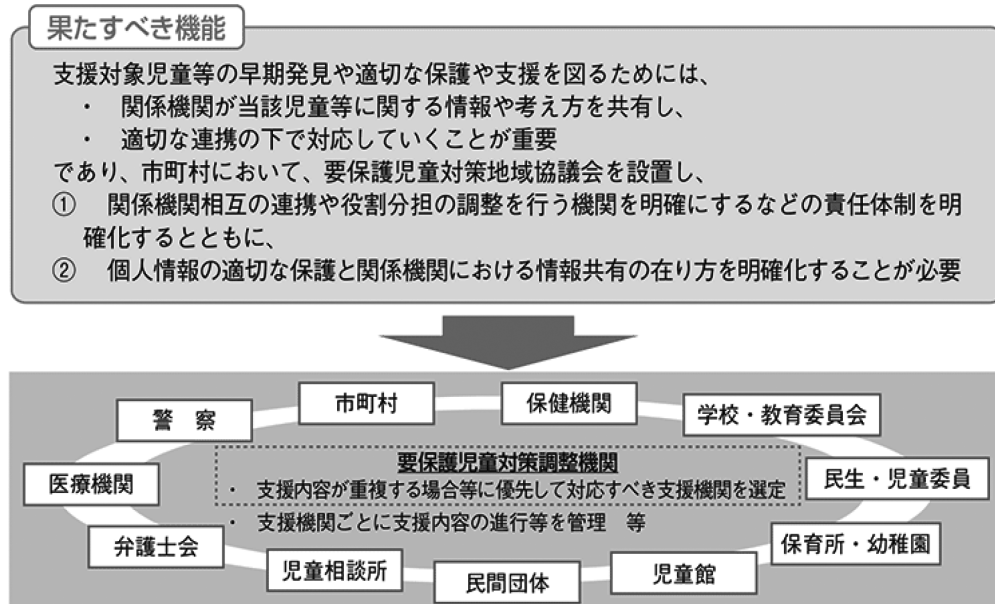
2 特別区（対象：23 区）

「設置する方向」	千代田区、港区、新宿区、文京区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区
「設置の方向で検討中」	中央区、台東区、渋谷区、杉並区、北区、足立区

※全国児童福祉主管課長会議説明資料（別冊資料）資料 19・103 頁 児童相談所の設置に向けた検討状況（平成 31 年 2 月時点）（平成 31 年 3 月 1 日（金）子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室）から転載
<https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/000484407.pdf>

- (9) 例えば、さいたま市では、さいたま市子ども家庭総合センター（愛称：あいぱれっと）がこれに当たり、その 4 階には児童相談所、心の健康センター、総合教育相談室等の子供と家庭を取り巻く問題に総合的に取り組んでいる。各地に新設されている子供家庭総合センターは、同じような形態で建設されているものが多いと見られる。

- (10) 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の概要について示した図が次のものである。



※平成 27 年版犯罪被害者白書第 1 章 特集「途切れることのない必要な支援」・第 4 節 子供の被害者の支援のための連携・1 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）に掲載されている概要図を転載

	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
設置している市町村（全市町村に占める割合）	1,722 (98.9%)	1,726 (99.1%)	1,727 (99.2%)
登録ケース数（うち児童虐待）	178,610 (84,917)	191,806 (92,140)	219,004 (97,428)

調整機関職員数

児童福祉司と同様の専門資格を有する職員	1,586	1,800	1,663
その他専門資格を有する職員	3,091	3,873	3,403
上記以外の職員（事務職等）	3,556	3,647	2,967
合計	8,233	9,320	8,033

※各年度：厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ、平成 25 年度：子どもを守る地域ネットワーク等調査（平成 25 年度調査）、及び厚生労働省 HP「政策」・子ども・子育て支援・児童虐待防止対策・児童虐待防止のための取組・(2) 児童虐待発生時の迅速・的確な対応から転載

- (11) 「児童相談所運営指針について」（平成 2 年 3 月 5 日付け児発第 133 号厚生省児童家庭局長通知）も「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）

が取りまとめられたことに伴い、「児童相談所運営指針の改正について」で改定されている。(平成 30 年 7 月 20 日付け子発 0720 第 3 号厚生労働省こども家庭局長通知)

- (12) 児童福祉法 12 条の 36 項 1 号及び厚生労働省の任用資格要件 (2016 年 10 月 1 日施行・児童相談所の体制強化に伴う改正) による。
- (13) 警察官職務執行法 3 条 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して左の各号の一に該当することが明らかであり、且つ、応急の救護を要すると信ずるに足りる相当な理由のある者を発見したときは、とりあえず警察署、病院、精神病者収容施設、救護施設等の適当な場所において、これを保護しなければならない。(以下省略、詳細は、条文参照)
- (14) 少年警察活動規則 36 条は「被害少年についての活動」を、37 条は「福祉犯の被害少年についての活動」を、38 条は「要保護少年についての活動」を、そして 39 条は、「児童虐待を受けている児童等についての活動」について次の様に規定し、「児童虐待を受け、又は受けているおそれのある児童については、児童相談所その他の関係機関との緊密な連携の下、当該児童に対するカウンセリング、保護者に対する助言又は指導その他の当該児童に対する支援を的確に実施するほか、児童虐待の防止等に関する法律 10 条に基づく援助の求めがあった場合においては、その求めをした者との適切な役割分担の下、必要な措置をとるものとする。」、警察に必要な措置を取ることを義務付けている。
- (15) 児童虐待防止法 10 条は、警察署長に対する援助要請等を規定したもので、特に、3 項は、「警察署長は、第 1 項の規定による援助の求めを受けた場合において、児童の生命又は身体の安全を確認し、又は確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。」と規定していることから、迅速な措置を取ることを義務付けている、と考える事が妥当である。
- (16) この「189」は虐待の通告・相談を受け付けるだけでなく、子育ての悩みなどの相談も受け付けており、虐待専用ダイヤルとなっていないことも問題である。
- (17) 2004 年 (平成 16 年) の児童虐待防止法及び児童福祉法の一部改正では、児童虐待の定義の明確化、国及び地方公共団体の責務等の強化、児童虐待の通告義務の範囲の拡大、児童の安全確認及び安全確保に万全を期すための規定の整備等が図られた。

具体的には、①地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者 (以下「要保護児童等」という。) に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会 (以下「地域協議会」という。) を置くことができるとしたが、地域協議会の設置は義務付けられていない。②特に、地域協議会を

構成する関係機関等に守秘義務が課せられたことにより、民間団体をはじめ、法律上の守秘義務が課せられていなかった関係機関等の積極的な参加と、積極的な情報交換や連携が期待される。③地域協議会の対象児童は、児福法第6条の3に規定する「要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童）」であり、虐待を受けた子どもに限らず、非行児童なども含まれる。

- (18) 2007年（平成19年）の児童虐待防止法及び児童福祉法が改正では、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する施設入所等の措置の採られた児童との面会及び通信等の制限の強化等が図られた。
- (19) 2011年（平成23年）の民法及び児童福祉法の一部改正では、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人を選任することができるようにする等の民法（明治29年法律第89号）の改正と、里親委託中等の親権者等がいない児童の親権を児童相談所長が行うこととする等の児童福祉法の改正等を内容とする民法等の一部を改正する法律案が、平成23年5月に可決成立し、同年6月に公布（施行は24年4月1日）されている。
- (20) ※1 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束するなど
 ※2 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなど
 ※3 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど
 ※4 言葉による脅し、無視、兄弟姉妹間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）など
- (21) 淫らな性行為等を言う
- (22) 少年警察活動規則36条は、「被害少年についての活動」を、37条では「福祉犯の被害少年についての活動」を、38条では「要保護少年についての活動」を、そして39条では「児童虐待を受けている児童等についての活動」を規定し、児童相談所その他の関係機関と連携の上、必要な措置を取ることが求められている。
- (23) 家庭内での性的虐待を念頭に、親などの「監護者」が立場を利用して18歳未満の者に性的な行為をすれば、暴行や脅迫がなくても罰する「監護者わいせつ罪」（刑法179条1項）と「監護者性交等罪」（刑法179条2項）がそれである。未遂罪も処罰される。今回の改正にあたりドイツ刑法典が参考に供されているので、部会資料の一部を掲載しておく。それによると、「保護を委ねられている者に対する性的虐待」について規定しているドイツ刑法174条1項3号は「行為者の血縁上若しくは法律上の直系卑

属、又は、行為者の法律上の配偶者、行為者と内縁関係にある者、若しくは、行為者が共に婚姻関係若しくは内縁関係類似の生活を営んでいる者の直系卑属で、18歳未満の者に対して性的行為を行い、又は、この者に自己に対する性的行為を行わせた者は、3月以上5年以下の自由刑に処する。」と規定し、さらに、「子どもに対する性的虐待」を規定したドイツ刑法176条1項は、「14歳未満の者（子ども）に対して性的行為を行い、又は、子どもに自己に対する性的行為を行わせた者は、6月以上10年以下の自由刑に処する。」、2項で「子どもが第三者に対して性的行為を行うように、又は、子どもが第三者にこの子ども自身に対する性的行為を行わせるように、この子どもを決意させた者も、前項と同一の刑に処する。」、3項で「犯情が特に重い事案では、1年以上の自由刑の判決を下すものとする。」と規定している。出典 「ドイツ性犯罪関連条文和訳（仮訳）」法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会第1回会議配布資料（www.moj.go.jp/content/001162259.pdf）また、フランス刑法は、227-15条で「親権者または監護者が未成年の保護を怠り、その健康を危険にさらす行為」を処罰し、致死の結果を招来させた場合にの加重類型を227-16に規定している。わが国の学校教育法違反に相当する「就学義務違反等」については、227-17条で規定している。島岡まな「未成年者を危険にさらす行為」『フランス刑事法入門』89頁 法律文化社2019.4.20 フランスにおける児童虐待防止制度の概要については、三輪和宏「フランスにおける児童虐待防止制度」レファレンス 平成27年8月号81～108頁を参照されたい。

- (24) 例えば、平成30年3月、養父（33歳）及び実母（25歳）は、長女（当時5歳）を十分な食事を与えず放置する等して死亡させた。同年6月、両親を保護責任者遺棄致死罪で検挙した（警視庁）。「平成30年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」34頁警察庁生活安全局少年課平成31年3月、大阪市内で2016年、車のトランク内のクーラーボックスから当時1歳の男児の遺体が見つかった事件で、保護責任者遺棄致死や死体遺棄の罪に問われた母親の鈴木玲奈被告（26）に対し、大阪地裁（増田啓祐裁判長）は18日、懲役5年（求刑懲役6年）の判決を言い渡した。判決によると、鈴木被告は16年4月、交際相手の大島祐太受刑者（24）＝懲役6年6カ月の判決確定＝とホテルに行くため、大阪市の駐車場に止めた乗用車内に、約10時間にわたり息子の琉聖ちゃんを放置。熱中症で死亡させ、遺体をクーラーボックスに隠した。弁護側は「春先で熱中症は予想できなかった」と主張したが、判決は「幼い子を長時間放置する危険は認識していた」と退けた。朝日新聞デジタル版2018年7月18日20時14分
- (25) ストーカー行為規制法は、ストーカー行為を処罰するのとは別に、「つきまとい行為等」に対して、警告、警察本部長による禁止命令を先ず発し、それに従わなかった行為者に対して命令違反行為を処罰するという

形で、行為者の意思に立つ刑法体系との整合性を取っている。

- (26) http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/violence_research/kaigi_kettei/toshin-kakutei.html の内第 4 章の 2. 女性に対する暴力が子どもに及ぼす影響、が重要である。
- (27) この「児童虐待の防止等に関する法律を踏まえた児童虐待への適切な対応について」（警察庁丙少発第 29 号）http://www.crc-japan.net/contents/statute/pdf/satute_h121116.pdf は、「児童虐待に対する取組みの強化」（平成 11 年 12 月 16 日付け警察庁丙少発第 26 号等）については廃止し、新たに児童虐待の防止等に関する法律を踏まえた児童虐待への適切な対応について、通達したものである。
- (28) http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/kanrentsuchi/pdf/02/k_02_seianki111216.pdf の、3 頁 2 児童虐待に対する取組みの強化及び被害少年の保護（1）児童虐待に対する取組みの強化が重要
- (29) 岩井宣子は、「児童虐待の病理とその対策」において、この原則は、温かい家族関係が崩壊している家庭には、適用されるべきではなく、子どもの最善の利益を考慮し、福祉的アプローチを評価しながらも、必要な場合には、親権者に対しても強行措置がとられうる法的根拠として、児童虐待に対する刑事規制を盛り込んだ包括的規制法の立法の必要性を指摘している。『犯罪と非行』120 号（1999 年）4～28 頁
- (30) 平成 14 年版警察白書 151 頁
- (31) 警察白書での記述は、14 年版とかわることなく、「児童虐待事案は、早期に認知することが重要であることから、警察では、街頭補導、少年相談、110 番通報の取扱い等の様々な警察活動の機会をとらえて、発見に努めている。また、被害児童を発見した場合には、速やかに児童相談所に通告するほか、児童虐待事案が犯罪に当たる場合には、児童を保護する観点から、適切な事件化に努めている。」となっている。
- (32) 児童福祉法 25 条の 2 は、「地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない。」と規定している。
- (33) 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会（平成 30 年 9 月 12 日開催）参考資料 4－3、32 頁 これによると、一部の情報を提供したのは、65 自治体（うち協定等あり：53 自治体）であり、その《協定等における情報提供の基準例》としては、
○厚生労働省通知と同様の基準を明記したのが 3 自治体で、その内容は①刑事事件として立件の可能性があると考えられる重篤な事案に関する情報、②保護者が子どもの安全確認に強く抵抗を示すことが予想される事案に関する情報、③児童虐待が疑われる情報を警察が覚知し、児童相談

所に照会した際の当該児童に係る過去の取扱状況等に関する情報であった。

○厚生労働省通知と同様の基準の一部を明記したのは、22 自治体であった。

○その他の基準でたいおうしたのは、53 自治体（上記と重複あり）で、① 児童に負傷、著しい発育の遅れが認められる事案・性的虐待が疑われる場合、② DV 被害者と同居している場合・一時保護等家庭からの分離等をした場合、解除した場合等であった。

合同研修の内容は、立入調査、臨検・搜索のロールプレイ等で、実施した 62 自治体中、最多は 7 回、最少 1 回の回さいてあった。

- (34) この点に爛しては、同様の内容が、筆者も参加していた 総理府青少年対策本部吉岡参事官が主催する児童虐待研究会でゲストスピーカーとして報告された当時の神奈川県警の少年課長の経験談として語られていた。
- (35) この制度の導入に参考なるものとしては、法務省と警察庁で取り交わした合意に基づき運用されている、「出所者情報提供制度」がある。警察庁では、H17 年 6 月から通達により、「子ども（13 歳未満）対象・暴力的性犯罪」の出所者について、出所後の所在確認及び継続的な所在確認を行うなど再犯防止の措置を行っており、本年 4 月からは、出所後の所在確認等を行う際に、必要に応じて、対象者の同意を得た上で面接及び面談を行い、助言指導、相談等支援も併せて行っている。最新の通達は、「子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について（通達）警察庁丙生企発第 71 号、丙地発第 9 号（参考送付先）丙刑企発第 50 号、丙捜一発第 7 号平成 29 年 7 月 13 日
- (36) 警察署を指すが、平成 22 年には全国で 1,184 署、平成 29 年には 1,163 署、平成 30 年も同数が配置されている。各都道府県で警察活動に従事する警察官の数は、平成 30 年では、296,702 人となっている。
- (37) 触法少年の調査に当たる警察官に関して、少年警察活動規則 18 条 2 項 5 号、及び 3 項では、研修を受けた者の中から適任者を「調査主任官」として指定し、対応させているが、児童虐待事案を担当する警察官についても、触法調査に当たる調査主任官と同様の研修を受け、任命されたものが当たることが望ましい。その鍵で、少年警察活動規則の改正が望まれる。
- (38) 警察庁から都道府県警察に対しては「児童虐待への対応における組織の強化について（通達）」（平成 24 年 4 月 12 日付警察庁丁少発第 55 号）で、警察組織としての的確な対応の徹底の項で（1）児童の安全の直接確認の徹底、（2）迅速適確な事件化判断と捜査体制の確立、（3）児童虐待の早期発見等に関する教養の徹底、（4）危険度・緊急度の的確な判断及び情報の共有等が指示されている。
- (39) 朝日新聞京都版（不定期土曜朝刊）2017 年 5 月 25 日に連載中の「司法 Voice」で、当時の京都地検公判部長が「・・・検察官として様々な事件の捜査や裁判を担当してきたが、常に心が強く痛むのは、幼い子どもが

虐待を受けた事件だ。・・・〈中略〉・・・検察庁では地域の実情に応じ、児童虐待事件に対する新たな取り組みを始めている。例えば事件発生直後から児童相談所や警察、検察が連携し、代表者が子どもから直接話を聞く。他の二者はその様子を別室でモニターし、事情聴取の回数を減らす。子どもへの精神的負担に配慮するとともに度重なる聴取による子どもの記憶への悪影響を防ぎ、供述の信用性を確保する試みである。・・・〈中略〉・・・児童虐待事件では加害者である親の処分を決める前に、事案に応じて医療、教育を含めた関係機関と意見交換の場を設ける例もある。再被害を防止し、子どもが再び家族と一緒に暮らせる道を探る試験的な取り組みである。昨年、京都地検でも「児童虐待対策プロジェクトチーム」を立ち上げ、児童相談所や警察との間で協議会を随時開催している。問題意識を共有し、緊密な連携を図る取り組みを進めている。・・・〈中略〉・・・「子どもは未来からの使者」という。かけがえのない伸びゆく命を守り、悠久の歴史を確かな未来へつなげていくため、関係機関が相互に知恵を出し合って一層連携を強めている。検察官としてでき得る限りの努力を重ねていきたい。」と述べている。

朝日新聞 2019.5.21 朝刊「オピニオン・結愛ちゃん・虐待教訓は」木下あゆみさんインタビューの中で、「私が家庭裁判所の調査官の研修で講師を務めたことをきっかけに、調査官や弁護士や検察官、警察官、児相、行政、医療機関などで虐待に関わる人たちとの勉強会を開くようになりました。ちょうどその頃、高松高検の検事長が虐待問題に強い関心を持っていたこともあり、虐待した親を検察が処分する前に関係機関と対処法を検討する『処分前カンファレンス』が全国に先駆けて始まりました」、「例えば警察は容疑者である親の逮捕が第一ですね。でも、その子どもは『自分のせいで家族がバラバラになってしまった』と思いがちです。こうした状況を事前に共有できれば、医師や児童福祉司が子どものケアに同時に入ることができます。虐待事件が起きると、福祉の対応は生ぬるい、警察と虐待事案を全件共有すべきだという意見が出ますが、警察も子どものことをよくわかった上で対応しなければ、子どもは幸せにはなれません。お互いの職務や動き方を知っておくこと、顔の見える関係を作っておくことが、うまく連携するにはとても大事です」と指摘している点は、今後の方について考える時、示唆に富むものである。

(40) 児童相談所に配属されている職員の内訳は次表の通りである。

児童相談所に配属されている職員の内訳

	児童福祉司	児童心理司	保健師	相談員	医師	現職警察官	警察官OB	教員
正規	2,524	1,082	79	227	51	46	0	94
非正規	39	141	17	562	536	3	136	92

- ※ 児童福祉司・心理司の数には、スーパーバイザーは含まれない。
- ※ 教員に関しては、一時保護所に 100 人配属されている。
- ※ 全国児童相談所長会平成 29・30 年度調査「児童相談所業務の推進に資するための相談体制のあり方に関する調査」中間報告の 15～16 頁の配置人員を基に編集

なお、「第 1 回児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会資料 6（平成 29 年 6 月 29 日人事交流及び合同研修等の実施）」によると、児童相談所との平素からの連携を強化し、個別事案における早期の情報共有や事態が深刻化する前の迅速的確な対応を図るため、児童相談所に対する警察官OBの配置等の人事交流、研修への積極的な協力、要保護児童対策地域協議会への積極的な参画のほか、一部の都道府県警察では少年サポートセンターを児童相談所と同一施設内に設置し連携を推進。（人事交流：平成 29 年 4 月 1 日現在～ 205 名、合同研修：平成 28 年中～ 246 回、少年サポートセンターと児童相談所との併設：平成 29 年 4 月 1 日現在～ 193 施設のうち 8 施設）となっていることが報告されている。

- (41) 少年サポートセンターは、各都道府県に設置され、平成 16 年には 181 箇所、平成 23 年には 197（警察施設以外 68）箇所、平成 25 年には 191（警察施設以外 64）箇所などが設置されている。平成 22 年（2010 年）に開所した京都府家庭支援総合センターは、建物内に児童相談所、（京都府警）少年サポートセンター等が有り、保護宿泊施設が併設されている。
- (42) 平成 30 年度全国児童相談所一覧（<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv30/zisouichiran.html>）凡例注記参照
- (43) 「児童虐待への対応における警察との連携の推進について」（雇児総発 0412 第 1 号）、なお、同一施設内への少年サポートセンターの移転についても、前掲注 b で通達がなされている。
- (44) この改正までは、一時保護の期間は、児童虐待防止法 8 条 3 項及び児童福祉法 33 条 3 項で 2 ヶ月以内とされていた。なお、この改正法は、平成 30 年（2018 年）4 月から施行されているが、その目的は、虐待を受けている児童等の保護を図るため、児童等の保護についての児童福祉法に関する改正内容としては、①虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与、②家庭裁判所による一時保護の審査の導入、そして、児童虐待防止法に関する改正内容としては、①接近禁止命令を行うことができる

場合の拡大を図った点にある。

- (45) San Francisco の Juvenile Dependency Court の William R.Gargano 判事が、筆者が 2000 年に留学した際、少年保護裁判所の判事をしていたことから、児童虐待事件の裁判所の対応について参与観察する機会を得た。なお、San Francisco Juvenile Dependency Court の手続の概要は、PRACTICE GUIDELINES FOR ATTORNEYS PRACTICING IN THE SAN FRANCISCO DEPENDENCY COURT を参照のこと。

<https://www.sfsuperiorcourt.org/sites/default/files/pdfs/Practice%20Guidelines%20Dependency%20Court.pdf?1558422677138>

- (46) 安部哲夫は、平成 12 年（2000 年）に児童虐待防止法が制定される前に、「児童虐待の刑事法的対応について」『北陸法学』7 巻 1 号（1999 年）14～16 頁において、誤報通告者への免責と不通告者への刑事罰、親権者または監護責任者による児童への虐待傷害罪および虐待致死罪、親権者または監護責任者による児童への性的虐待罪を児童福祉法 34 条 1 項に新設し、福祉犯として家庭裁判所管轄で審理することを提案しているが、当時としては先見の明があったと思われる。なお、少年法 37 条が規定していた「成人の刑事事件の管轄」に関する規定、関連する 37 条等は、平成 20 年（2008 年）12 月 15 日の少年法の一部改正法の施行によって削除され、家庭裁判所から地方裁判所に管轄が売っている。福祉犯の取締は、少年警察の業務として現在も行われている。

追記

脱稿後の令和元年 6 月 19 日に「改正児童虐待防止法と改正児童福祉法」が、参議院本会議において全会一致で可決、成立したが、①虐待防止法では「しつけ」に際し体罰を加えてはならないとしたものの、民法の懲戒権行使については施行後 2 年を目処に検討を加えるとしたこと、②一時保護などの介入対応職員と保護者支援の担当職員を分けること、学校や教育委員会、児童施設の職員に守秘義務を課すとしたこと等がポイントであるが、根本的な対策としては不十分であり、児童虐待防止法制度の効果的な運用のためには、家庭裁判所に少年保護部を設置するなど、本稿で提案した点を踏まえた議論が進むことを期待したい。